

子育て



児童手当制度改正について

令和6年10月分から児童手当制度は、次のとおり改正されます。

▶所得制限の撤廃

▶支給対象期間を18歳到達後最初の年度末(高校生年代)まで延長

▶第3子以降の手当額を月額3万円とし、対象を0歳から高校生年代に拡大(第3子加算の算定対象者の年齢を22歳到達後最初の年度末まで拡大)

▶支払月を年3回(2月、6月、10月)から年6回(偶数月)とする

【制度改正後児童手当の申請について】

10月分から新制度移行にあたり、該当者には申請依頼通知を8月中旬に発送しました。8月1日時点で大田原市に住所のある方に通知を発送しているため、次の項目①～③に該当する方で通知が届いていない方は、子ども幸福課までご連絡ください。

また、公務員の方は、勤務先にご確認ください。

①新規申請が必要な方

▶高校生年代のみを養育している方
▶所得上限限度額を超過し、現在児童手当(特例給付)を受給していない方
※単身赴任などで市内に住所があり、市外に住所のある高校生年代を養育する方は、受給の対象となる可

能性があります。本市では対象児童を把握できないため、該当する方はお問い合わせください。

②増額申請が必要な方

児童手当(特例給付)を受給している方で、対象となる高校生年代の手当を過去に大田原市から受給した事がない方

③18歳年度末を経過後22歳年度末までの者がいる方

第3子加算の算定対象となる者の生計費などを負担している方

※第3子加算の算定対象者が就職し収入がある場合などでも児童手当受給者が生活費の相当部分を負担していれば、監護相当・生計費の負担をしているものと見なします。監護相当・生計費の負担についての確認書の提出が必要です。

※様式は、市HPに掲載しています。

問 子ども幸福課 本3階

☎0287-23-8932



健康・福祉



旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法(以下「法」という)」が成立し、公布・施行されました。法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給しま

す。法改正により、請求期限が5年延長されました。

●対象者 次の①または②に該当する方で、現在生存されている方

①昭和23年9月11日から平成8年9月25日までに、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方を除く。)

②①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除く。)

※対象とならない場合もありますので、詳細はお問い合わせください。

●請求手続 令和11年4月23日までに下記へ直接または郵送で提出

●一時金の金額 320万円(一律)

※請求書や添付書類(診断書・領収書)の様式は、こども家庭庁HPに掲載しているほか、栃木県HPや窓口で入手できます。

問 栃木県旧優生保護法関係相談窓口(栃木県こども政策課内)

☎028-623-3064



【受付時間】平日9:00～17:00(土・日・年末年始を除く)

宇都宮市埴田1-1-20 栃木県庁本館5階

ファミリーサポートセンターの提供会員が不足しています(会員募集)



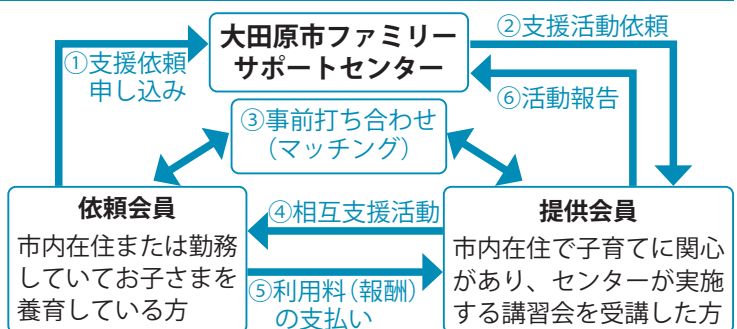
問 ファミリーサポートセンター

☎0287-23-8739

問 保育課 本3階

☎0287-23-8601

ファミリーサポートセンターは、事前に会員登録をした「子育ての支援を受けたい方(依頼会員)」と「子育ての援助をしたい方(提供会員)」をつないで、会員同士の助け合いにより子どもたちの健やかな育ちを支援するための会員組織です。現在、提供会員が不足しているため、子どもが好きな方や子育て支援に興味がある方は、活動にご協力をお願いします。依頼会員も随時募集しています。詳細は市HPまたは上記までお問い合わせください。



遺言・相続手続き、終活に係ること、許認可申請、土地利用、内容証明、法人設立など

行政書士による無料相談会



大田原市

10月12日(土) 10:00～15:00

場所 大田原西地区公民館

(大田原市浅香3丁目3578番地747)

要予約
締め切り
10/10日迄

予約申込先

栃木県行政書士会那須支部 大塚

otsuka.gyousyo@gmail.com

TEL 0287-46-5031

(予約受付時間 平日10時から17時まで)

暮らしと役所の
手続きについて
お答えします。

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。

ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がんなど)予防接種について

令和7年3月31日で無料の接種期間が終了します。3回の接種を無料で完了するためには9月末までに1回目を接種する必要があります。お早めにご検討ください。

※受け方や実施医療機関などの詳細は市HPをご確認ください。



●対象者 平成9年4月2日～平成20年4月1日生まれの方

※高校1年生相当の方も3月末までが無料の接種期間です。

●予防接種を任意(自費)で接種した方へ
市では、定期接種の時期を過ぎて、子宮頸がん予防接種を任意で受けた方に対して、費用の助成を行っています。詳細は市HPをご確認ください。

問健康政策課 本3階

TEL 0287-23-8975



9月は世界アルツハイマー月間です

国際アルツハイマー病協会(ADI)は、世界保健機関(WHO)と共同で9月を「世界アルツハイマー月間」と定め、さまざまな取り組みを行っています。市でも認知症への理解を呼びかけるなどの活動を行っています。

【認知症サポーター養成講座受講生募集】

認知症は誰でもなる可能性のある病気です。認知症サポーターは、特別なことをする人ではありません。認知症の人やその家族を見守る応援者として、自分のできる範囲で活動します。まずは、認知症の正しい知識を学んでみませんか？

●日時 9月25日(水) 13:30～15:00

- 場所 市役所本庁舎 1階 102 会議室
- 対象者 市内在住の高校生以上の方
- 定員 50名(先着順)
- 持ち物 筆記用具、飲み物など
- 費用 無料
- 内容 認知症の基礎知識、認知症の方々への対応、認知症サポーターの役割など

●申込方法 9月2日(月)～20日(金)に高齢者幸福課へ電話で申し込み

【認知症サポーターステップアップ講座受講生募集】

認知症の人とその家族のために何か活動してみたい、または、認知症に関する知識を活かして地域で活動をしたいという認知症サポーターに対し、活動のきっかけづくりとなる講座を開催します。

●日時 10月2日(水)、29日(火) 13:30～15:30

●場所 市役所本庁舎 1階 市民協働ホール

●対象者 次の①～④すべてに該当する方

- ①市内に住所を有する方
- ②認知症サポーター養成講座を受けた方
- ③地域でボランティア活動ができる方
- ④要介護認定を受けていない方

●定員 20名(先着順)

●費用 無料

●持ち物 筆記用具、飲み物

●申込方法 9月3日(火)～20日(金)に高齢者幸福課へ電話で申し込み

【大田原市立図書館に認知症関連の書籍コーナー設置】

認知症普及啓発のため9月の世界アルツハイマー月間において、市立図書館に認知症関連の書籍コーナーおよび認知症関連事業普及啓発コーナーを設置します。

●日時 9月3日(火)～30日(日)

●場所 大田原図書館、黒羽図書館

問申 高齢者幸福課 本3階

TEL 0287-23-8917

年金・国保



年金生活者支援給付金のお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入額やその他の所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

●対象者 次の①または②に該当する方

①老齢年金を受給している方で次の要件をすべて満たしている方

- ▶ 65 歳以上
- ▶ 世帯全員の市町村民税が非課税
- ▶ 年金収入額とその他の所得額の合計が 878,900 円以下

②障害年金・遺族年金を受給していて、前年の所得が「4,721,000 円＋扶養親族の数×38 万円」以下である方

●請求手続き 日本年金機構から郵送で届く申請書に必要事項を記入し、日本年金機構(年金事務所)へ提出

※対象者には、9 月初旬に日本年金機構からお知らせが届きます。年金を受給し始める方は、年金の請求手続きと併せて請求手続きをしてください。

問給付金専用ダイヤル

TEL 0570-05-4092

問大田原年金事務所

TEL 0287-22-6311 (音声案内 1→2)



大田原市でリフォームをするならLIXILリフォームショップ七浦建設におまかせください

毎週土日
開催中

リフォーム相談会開催

キッチン リフォーム するなら 窓 も一緒に断然お得!

住まいのことなら

LIXILリフォームショップ 七浦建設

〒324-0021 大田原市若草1-1330 営業時間 9:00～17:30 休業日 水曜・祝日

お問い合わせは

Web予約フォーム >>

☎ 0287-47-4701



ホームページ



※財源確保のため、有料広告を掲載しています。

税



まだ自動車税を納めていない方へ

栃木県大田原県税事務所では、自動車税種別割滞納者への滞納処分（勤務先調査・給与や預貯金の差押えなど）を強化しています。まだ自動車税種別割を納めていない方は、大至急納付してください。諸事情によりすぐに納付できない方は、必ず当事務所まで連絡のうえ、納税相談してください。

問 栃木県大田原県税事務所

TEL 0287-23-4171

くらし



自分たちのまちを守るために！ 防災士養成講座の開催

防災士とは、災害時に地域の方々を助けることを目的とした資格です。多くの皆さまに受講していただきたいと考えていますので、若い世代の方も、積極的な申し込みをお願いします。

防災士養成講座を受講し、試験に合格後防災士登録をされた方は、自主防災組織の育成・指導、防災訓練など各種防災行事への参加、災害発生時の市への被害情報提供などのご協力をお願いします。

●日時

① 11月2日④ 8:45～17:55

② 11月3日⑤ 9:00～16:45

●場所 市役所湯津上庁舎103・104会議室

●対象者 市内在住の方、資格取得後市と協働して活動ができる方

●定員 50名（先着順）

●受講要件

① 受講前に送付する教材で自宅学習を実施し、講座当日に履修確認レポート（穴埋め形式）を提出して

いただきます。

② 11月2日④、3日⑤の2日間にわたり講座を受講していただきます。（1講座あたり60分、2日間で12講座）

③ 11月3日⑤講座終了後、日本防災士機構の資格取得試験を受験していただきます。

●注意事項

資格取得に必要な防災士教本購入費および資格取得試験受験料は市が負担しますが、試験合格後の防災士登録に必要な登録申請料5,000円は、自己負担となります。

自治体、消防署、日本赤十字社などの公的機関またはそれに準ずる機関が実施する「救命講習」を受講していることも登録申請要件となります。

※大田原消防署による普通救命講習の開催は10月26日④、27日⑤に開催予定です。那須消防署による普通救命講習は10月19日④、20日⑤に開催予定です。

●申込方法 9月2日⑥～30日⑥に危機管理課へ電話（平日8:30～17:00）またはFAXで申し込み

問 危機管理課 本3階

TEL 0287-23-1115

FAX 0287-23-8895



不動産無料相談会を開催します

●日時 10月2日⑥ 10:00～15:00（12:00～13:00を除く）

●場所 トコトコ大田原3階 市民交流センター小会議室1

●相談内容 不動産（土地・建物）の価格、地代、家賃、借地権の価格

など不動産に関すること

●申込方法 10月1日⑥までに下記へ電話で申し込み

※当日の受付も可能ですが、事前予約を優先します。

問 申公益社団法人栃木県不動産鑑定士協会

TEL 028-639-0556

特定計量器「はかり」の定期検査を実施します

●日時・場所

▶ 10月3日⑥…市役所湯津上庁舎

▶ 10月4日⑥…黒羽田町公園 たまち蔵屋敷（黒羽田町636-1）

▶ 10月7日⑥～10日⑥…旧勤労青少年ホーム（美原1-1-4）

各日10:00～12:00および13:00～15:00

●定期検査とは

商店や病院、薬局、学校などで、商売や証明に使用している「はかり」は、適正な計量取引を確保するため、2年に1度の定期検査が、計量法の規定により義務付けられています。

定期検査が必要な「はかり」をお持ちの方は、必ず検査を受けてください。

新規購入や修理後検定を受けた「はかり」は、一定期間、定期検査の受検が免除されます。「はかり」の検査についてご不明な点がございましたら、お問い合わせください。※「家庭用はかり」は対象ではありません。

※「はかり」を運搬する際には、急激な振動や衝撃を与えないように、「はかり」の下にマットや座布団を敷き、休み装置のあるものは「休み」にしてください。



問 商工観光課 本4階

TEL 0287-23-8709



終活カフェ OPEN!!

一区町 315-187



美味しい紅茶とともに内覧や、終活の無料相談ができます。



お花いっぱい家族葬

いちか大田原

内覧のご予約でご案内がスムーズです

TEL 0120-33-8871

※財源確保のため、有料広告を掲載しています。